

がん対策基本法の一部改正に伴う島根県がん対策推進条例の改正について

健康福祉部健康推進課

1 改正理由

がん対策基本法の一部が改正されたことに伴い、島根県がん対策推進条例において引用する条項の整理を行う。

2 改正内容

第2条第1項中「第11条第1項」→「第12条第1項」

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】

がん対策基本法改正概要

1. 改正の内容

- 医療保険者の責務・国民の責務の改正
- 事業主の責務の新設
- がん対策基本計画等の見直し期間の改正
- 基本的施策の拡充関係
 - ・がん患者の雇用の継続
 - ・がんに関する教育の推進 等

2. 施行期日

公布の日から施行（平成28年12月16日）